

令和5年1月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分

2. 開催場所 勝山市役所 第1会議室

3. 出席委員 農業委員12名

| | | |
|--------|-----|--------|
| 会長 | 1番 | 松村 勘兵衛 |
| 会長職務代理 | 2番 | 辻 尊志 |
| 農業委員 | 3番 | 北山 謙治 |
| | 4番 | 須見 則雄 |
| | 5番 | 山口 拓雄 |
| | 6番 | 山内 百合子 |
| | 7番 | 高野 忍 |
| | 8番 | 牧野 昌久 |
| | 9番 | 吉田 武博 |
| | 10番 | 滝本 和子 |
| | 11番 | 田中 政男 |
| | 12番 | 酒井 清泰 |

4. 審議内容・結果

| 議案番号 | 議案名 | 審議結果 |
|--------|---|------|
| 議案第59号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について | 可決 |
| 議案第60号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定） | 可決 |
| 議案第61号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定） | 可決 |
| 議案第62号 | 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定） | 可決 |

- （報告事項）
- ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.議事
事務局長

ただいまから、令和5年1月定例農業委員会を開催いたします。
それでは、松村会長よりご挨拶を申し上げます。

松村会長

(あいさつ)

本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございました。

では、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。

議長（松村会長）

これより本日の会議に入ります。

事務局より1月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長（松村会長）

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を5番 山口 拓雄 委員、
6番 山内 百合子 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長
(松村会長)

日程第1 議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見に
ついてを議題とします。
事務局より説明願ひます。

事務局

(説明)

議長
(松村会長)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願ひます。
吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

1月18日に農業委員3人と事務局職員で現地確認を行いました。冬です
が、幸い、田んぼの雪は消えておりまして、全部きれいに見ることができま
した。場所についても、何ら問題はなく、本申請の業者も勝山市において2
カ所目の砂利採取ということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひ
いたします。

議長
(松村会長)

ありがとうございました。

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。

ご意見、ご質問はありませんか。

田中委員

地主の居住地は他市で、耕作について地元の法人に預けてなさるということ
ですが、砂利採取の時に、砂利採取業者と耕作する法人との間に契約などは
あるのでしょうか。要は、耕作する法人に無理がなかったのか、どういう事
かと言うと、耕作している法人は1町歩ほどの面積を耕作できない訳です
から、その分収入が落ちるわけですね。そのあたりの話はどうなっているの
でしょうか。

| | |
|--------------|--|
| 議長 (松村会長) | 事務局はそのあたり何か聞いていますか。 |
| 事務局 | 耕作者である法人からは、砂利採取を行うことの同意書が提出されていますので、同意はされております。しかし、砂利採取業者が耕作者に対して補償を行うのかまでは確認しておりません。 |
| 吉田委員 | 私は、その耕作している法人の役員ですが、代表と話をしまして、2年前も同じような事例があり、その時は年貢は払わないということで終わっています。 |
| 田中委員 | 年貢を払わないことよりも1町歩の米の収入が入ってこない方が減が大きいですね。そのギャップはどうしているのかなど、耕作者に無理がかかっていないかなと思うのですが。 |
| 吉田委員 | 一切お金は入ってこないです。年貢も払わないということで、前例と同じとしています。 |
| 田中委員 | 耕作者が納得されているのであれば、いいとは思いますが。 |
| 議長 (松村会長) | 収入の面では少なくなってしまうのですが、地主の意向を踏まえて、了承せざるを得ないとなったのかなと思います。 |
| 北山委員 | ここの辺りですが、この間通りかかったときに、入口に鉄板を敷いていて、段取りしているのではないかと思ったのですが、事前着工ではないですか。 |
| 事務局 | おそらく、その鉄板を敷いてあるとおっしゃいます場所は県道沿いではありませんか。 |
| 北山委員 | (今回の申請地は) あそこではないのか。 |
| 事務局 | はい。県道沿いで鉄板が敷いてある場所につきましては、北陸電力が電線の張替えのためのドラム場、進入路として使用するための農地でございます。今回申請する農地はございません。今回の農地は広域農道沿いの農地でございます。 |
| 北山委員 | そうですか。あれは農道の上に鉄板が敷いてあるのですか。田んぼではないですね。 |
| 事務局 | 農地に土嚢を置まして、そこに鉄板が敷いてあります。 |
| 北山委員 | 農業委員会はかかってましたか。 |
| 事務局 | 事前に事業計画をご提出いただいています。電気事業者が鉄塔や電線等の工事をする際、農地転用が必要な場合と、届出のみでいい場合とに分かれます。ご指摘の鉄板が敷いてある農地につきましては、電線の張替えにどうしても必要な農地ということになりまして、農転の許可は不要ですが、事前の届出が必要となっているところでございます。 |

議長
(松村会長) 電気事業者の場合は、鉄塔の建替えや電線の張替えなどの一部の工事については農転の許可不要であるということになっています。ここは届出はでているのですよね。

事務局 はい、ご提出いただいています。

北山委員 届出はでているのですね。

事務局 はい。

牧野委員 田んぼを耕作しないということですが、転作の対象にはならないのですか。

議長 ならないです。

(松村会長)
須見委員 田中委員の先ほどの質問ですけれども、耕作者の収益のことをお聞きになったのですか。

田中委員 無理があったかないか、強引に（申請者から砂利採取の話を）されたのかどうか気がなったのですが。

須見委員 うちの法人は、以前に砂利採取の申請をしていますが、収穫の補償はされています。しかしそれは個別に話をしているので、いくらとは言えないのですね。お互いに承認していますので、話し合いはされています。

田中委員 強引に話が進められていないのであれば、良いです。そこが心配でしたので。

議長 統一した決まりはありませんから、差はあるかもしれませんが、互いに同意をしていけば、やむを得ないかと思えます。

(松村会長)

田中委員 もう一点よろしいですか。農地で砂利採取する際には国の規定が細かくあると思います。例えば、掘削は10mまでとか、10mを超える場合は、最大15mまでで砂利採取自体の許可が必要であると、そして農地転用に許可や地主さんの了承をとらないといけないとは思いますが、そのあたりの規定はどうでしょうか。また、実施しているところについても、確認が必要だと思います。例えば、農業委員会で現地確認していると思いますが、その時に合わせて、砂利採取中の農地が、申請以上に掘削されてはいないかのチェックをするなどすることも必要なのではないのでしょうか。

事務局 掘削の深さについては基準がございまして、原則10m以内となっております。今回の申請は7mとなっておりますので、基準以内となります。また、保安距離につきましても、水路は3m、道路、河川は5m、その他は2m以上保安距離を設けなければいけません、その基準も守られています。砂利採取自体の許可は奥越土木での許可となっておりますので、奥越土木への申請書の写しも添付されておまして、許可の基準は満たしているものと考えられます。

事務局 掘削深の確認についてでございますが、事務局側で、適宜確認を行っておりますので、どれくらい掘っているかの確認はしております。ただ、どうしても掘ると水が溜まってしまいますので、正確な深さまでは把握しづらいところがあります。しかし、目視にはなりますが、確認はしております。

| | |
|--------------|--|
| 田中委員 | わかりました。 |
| 議長 (松村会長) | 業者は深さを測るメジャーを設置していると思いますので、それで確認ができるかなと思います。いままで、勝山市で15mの許可を出したことはありませんし、市内業者は掘ったことがないのではないかと思います。15mまで掘るとなると、何段にもなって、非常に業者側も手間がかかりますから、しないのではないかと思います。 |
| 田中委員 | 15mも掘るとなると、埋戻にも時間がかかりますし、長年使うと沈んでしまったりなどの心配もあると思います。 |
| 議長 (松村会長) | 勝山市においてはいままでそういう（掘削が15mの）許可を出したことはないです。そのほかご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第59号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議無し |
| 議長 (松村会長) | それでは、議案第59号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 |
| 議長（松村会長） | 続きます、日程第2 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（貸借権の設定）について、を議題とします。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | （説明） |
| 議長（松村会長） | 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第60号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 議長（松村会長） | それでは、議案第60号については、承認することに決しました。 続きます、日程第3 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）及び、 日程第4 議案第62号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | （説明） |

| | |
|----------|--|
| 議長（松村会長） | それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 |
| 山内委員 | 〇〇さんと□□さんは完全に離農されるということですか。 |
| 事務局 | そうです。所有農地についても基本的には自ら耕作されないということでお聞きしております。 |
| 牧野委員 | 22番の方ですが、蓬生にこういう方はいらっしゃいません。私も調べてみたのですが、いらっしゃらないのですね。また、もう一つですが、議案第61号、62号の採決の仕方ですが、61号を先に採決していますが、61号というのは62号のことも含めていると思うのですね。ですので、62号を審議してから61号を採決取らないといけないのではないですか。 |
| 松村会長 | 現在も61号・62号を説明してから審議していただいて、61号から1つずつ採決をしています。 |
| 牧野委員 | そうですか。私の勘違いですね。 |
| 酒井委員 | 契約期間中に離農するからと、簡単に解約というのはどうなのでしょう。受けてから1年で離す方もいますよね。始末書やペナルティはないのでしょうか。離農というけれども、息子さんもいらっしゃるの、やればできないこともないようにも感じるのですが、ここは家族経営ではなかったでしょうか。 |
| 事務局 | この方は、確かに息子さんがいらっしゃって、ご一緒に農業をされていましたが、その息子さんが完全に農業から離れて、違うところでお勤めになる予定であるとお聞きしています。そういったこともございまして、借りていた農地を返して、違う方に耕作をお願いするとお聞きしています。 |
| 松村会長 | 今年度中には耕作者へ向けて意向調査をまた行う予定ですがけれども、なかなか、あとどれくらい自分が耕作できるのかというのは、判断が難しいところかと思えます。それを他の人が図るというのは難しいですし、離農をされたからといってペナルティもございません。次に借り受ける者からみれば、いきなり離農と、辞めるといわれてもどうしたらいいのかと思うところはあるかもしれませんが、あとは人情論になってしまいますので、その辺りは難しいところがあるなと思えます。私どもの地区でも、そういう、突然今年で辞めるといふところもあって非常に困ることもあります。 |
| 酒井委員 | けがをしたとか病気で入院したとか、だれが見ても耕作できないと分かれば納得できるのですがね。 |
| 牧野委員 | 息子さんはもともと百姓しておらず、就農されたのですが、そういった関係の補助金をもらっていて、それが10年間で終わるので、それを契機に辞めたという話も聞いたのですが、そうであるのならば、私はいいかげんなように思います。 |

| | |
|----------|---|
| 滝本委員 | 私は新規就農で補助をいただいています。5年間で分けて補助金をもらえますが、1年ごとにどんなことをしていたかのきちんと報告する義務があります。 |
| 事務局 | 新規就農の補助については〇〇さんの息子さんは受けていません。事務局としてはそういった補助金が10年間で終わるので離農するという話は聞いておりません。先ほどの牧野委員からのご質問ですが、22番の方ですが、ご住所の記載ミスでございまして、ご住所は他県の▲▲でございまして、申し訳ございませんでした。 |
| 酒井委員 | (離農される方は) 農業者年金も失効になるのか。 |
| 事務局 | 息子さんに関しては年金に加入中でございまして、そちらは喪失になります。手続きについてはご案内をしております。 |
| 山内委員 | 7番の方ですが、法人の代表であると思うのですが、個人で受ける部分もあるということですか。 |
| 事務局 | おっしゃる通りです。若猪野については個人で受けられる、そのほかの地区は法人で受けられるということになります。 |
| 牧野委員 | 意見ということでございますので、前に申し上げた通り、うちの地区にはこの方が放っている田んぼがありまして、そこについて電話して聞いてまいりました。来年は作るとおっしゃっていましたが、私がいままで見る限りでは、●●さんに関しましては、個人としても法人としても(耕作者として)適切ではないと申し上げます。 |
| 会長 | 牧野委員がおっしゃっている(耕作していない)ところというのは、今回、利用権を設定する田んぼのことですか。 |
| 牧野委員 | ●●さん本人が所有している田んぼのことです。電話で聞きましたら、来年はしますということをおっしゃってはいました。みなさんが信用するかしないかはわかりませんが、今年状況では適切でないと思います。来年のことは来年の状況を見て、判断しようと思います。 |
| 議長(松村会長) | 議案62号についてのご意見ということですね。分かりました。その他、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより採決いたします。ではまず、議案第61号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。すいません、先ほど、62号(配分計画)を先に採決するという話ではなかったでしょうか。 |
| 牧野委員 | |

事務局 おそらく、番号の勘違いがあったのかなと思いますので、改めて議案の順番についてご説明いたします。まず61号（集積計画）で農林水産支援センターに農地を預けるといところを審議していただいて、農林水産支援センターが預かった農地をどの耕作者に預けるかというのを62号（配分計画）で審議していただきます。順番といたしましては、まず61号の議決をいただきまして、次に62号の議決をいただくということになります。先に配分計画を採決するということになると、まずそその前提条件となる水産支援センターに預けるかどうかということが抜けてしまいますので、まずは61号から採決をお願いいたします。

牧野委員 言っていることは分かるのですが、2つの説明を聞いてから、採決をすることになりますよね。内容を聞いて、納得して採決ということになると思いますので、中間管理機構が耕作者に預けることが適当であると採決をしてから61号（集積計画）を採決するべきだとわたしは思います。

松村会長 もう一度ご説明いたしますと、地主がまず農林水産支援センターへ農地を預けるわけです。61号はそこまでの議案です。61号を採決いたしますと、農林水産支援センターが預かっているわけですから、極端なことをいいますとセンターが誰に貸しても地主は意見できません。地主が例えば、この耕作者が嫌だと言っても、支援センターがその人を耕作者に決めても文句は言えないわけです。ですので、61号を採決したあと、62号を採決するということです。

事務局 勝山市に限らずですが、他市においても集積計画と配分計画は一緒に審議をされています。中には集積計画だけ審議・採決をして、翌月に配分計画の審議・採決をしているところもございます。ですので、まずは中間管理機構である農林水産支援センターに預ける、そこから機構が誰に預けるかを話合うということになります。内容的に重なりますので、一緒に審議をしておりますが、基本的な流れといたしましては、まずは機構に預ける集積計画、次に耕作者に預ける配分計画ということになりますので、まずは集積計画の採決をしていただかないと、先に進めないということになります。

牧野委員 それは分かるのですが、議論を先にすべきでないですかという話です。それを聞いてから採決をすべきだと私は思います。議会の予算審議などでも、全部の審議をしてから、採決をとりますよね。それが普通だと思います。

事務局 今、勝山市では定例農業委員会だけを開催しているわけですが、大きな市では部会を設けています。それぞれの部会で審議した結果を定例会にもって行って議案とするということになります。おそらくおっしゃりたいのはそういうことかと思います。事前の審査や部会は勝山市の場合ありませんので、審議と採決を一緒くたにしているという形に見えるというところがございしますので、そこはつきましては運営のお話になってくるのかなと思います。以前より小さな集まりで話し合いの場を設けるということはありませんので、農業委員会全体として、部会を設けたほうがよろしいという意見があるのであれば、検討しないといけないのかなと思います。

牧野委員 いや、時間がとられるだけですので、いいです。

松村会長 その他ございますか。

| | |
|----------|---|
| 須見委員 | ■■さんですが、84歳になりますが、息子さんはいらっしゃるのですか。 |
| 牧野委員 | はい、息子さんがいて農業を手伝っています。 |
| 議長（松村会長） | その他ございますか。 ないようですので、これより採決いたします。 ではまず、議案第61号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。それでは、議案第61号については、承認することに決しました。 |
| 委員 | 異議なし |
| 議長（松村会長） | それでは、議案第61号については、承認することに決しました。 続いて、議案第62号についてですが、先ほどご意見がありましたので、借受人の経営農地は全て耕作し、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用することと意見を付すことに異議ございませんか。 |
| 委員 | 異議なし |
| 議長（松村会長） | それでは、議案第62号については先述のとおり意見を付すことに決しました。 |
| 議長（松村会長） | 次に、報告事項に入ります。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | （報告） |
| 議長（松村会長） | このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。 |
| 事務局 | （報告） |
| 議長（松村会長） | このことについてご意見、ご質問はありませんか。 |
| 牧野委員 | 5番の方ですが、まだ農地が残っていたということですか。 |
| 事務局 | こちらは借受人が貸付人から農地を借りていたのですが、離農されるということで、すべて解約の手続きを行っています。この解約された農地の一部については、先ほどの議案61号、62号において審議いただきました通り、新しい借受人が耕作することになりますが、その他の部分については、次の耕作者が見つからない状況でございます。 |
| 牧野委員 | このまま見つからなければ、耕作放棄地になるということですね。 |

| | |
|----------|---|
| 議長（松村会長） | 春になって草が繁茂することのないよう、農業公社も積極的に耕作者を探しているところと聞いております。その他ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、次にその他について事務局よりお願いいたします。 |
| 事務局 | 地域計画・目標地図、アンケートについてご説明させていただきます。 |
| （質疑応答） | |
| 議長（松村会長） | このことについてご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。最後に、次回の定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。 |
| 事務局 | 次回の農業委員会は、令和5年2月24日(水)午後1時30分から、開催予定としております。 |
| 議長（松村会長） | 以上で1月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。 |
| 辻職務代理 | 閉会の言葉 |